

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和4年6月29日
2. 認定事業再編事業者名
サントリースピリッツ株式会社（令和4年7月1日付でサントリー株式会社に商号変更予定）

3. 事業再編の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

（価値観）

サントリーグループは、「人と自然と響きあう」という企業理念のもと、よき企業市民として最高の品質をめざした商品やサービスをお届けし、世界の生活文化の発展に貢献していくことを目指している。そのために、創業以来、脈々と受け継がれている「やってみなはれ」の精神に基づき、積極果敢に挑戦し、世界で最も信頼され、愛される、オンリーワンのグローバル食品酒類総合企業グループを目指し、将来にわたる持続的な成長に向けた経営基盤の強化を図るとともに、安全・安心・高品質な商品・サービスの創出、お客様ニーズを起点とした、ユニークでプレミアムな需要の創造に取り組んできた。

上記のようなグループ目標を達成するためにも、国内酒類事業については、「日本で最も信頼され、愛されるオンリーワンの酒類メーカーになる」というビジョンを掲げ、国内酒類事業一体での活動を強化していく。

（ビジネスモデル）

サントリーグループの国内酒類事業においては、サントリーBWS株式会社による経営戦略策定・推進の下、サントリースピリッツ株式会社、サントリービール株式会社及びサントリーワインインターナショナル株式会社の各事業会社において、それぞれウイスキー等のスピリッツ商品、ビール・ノンアルコールビール飲料等のビール類商品、ワイン商品にかかる商品開発及び製造販売を行っている。そして、サントリースピリッツ株式会社、サントリービール株式会社及びサントリーワインインターナショナル株式会社が製造販売する酒類の営業・販促活動については、販売会社であるサントリー酒類株式会社が行っている。

下記（戦略）において記載する再編により、上記5社を吸収合併にて全社戦略・マーケティング・営業・生産・研究開発が一体となった一つの会社組織とし、国内事業の一体経営を強化（戦略・ガバナンス推進）するとともに、カテゴリー・営業戦略の進化（顧客支持拡大・競合優位）を進める。

（戦略）

昨今の経営環境の変化は著しく、今後も、酒税改正や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大状況の変化に伴う市場への影響により、消費・購買行動が想定以上に変化すると思われ、また、競合の激化等により競合環境が今まで以上に大きく変化することが想定される。

このような環境の中で、さらなる「成長力の加速」と「収益力の強化」を果たすためには、お客様の酒類消費の変化を捉え、国内酒類事業全体で一元的な経営を進める必要があると考え、現在の酒類事業会社各社を、全社戦略・マーケティング・営業・生産・研究開発が一体となった一つの会社組織とすべく、新たに国内酒類事業会社として「サントリー株式会社」を発足することを決定した。

具体的には、サントリースピリッツ株式会社、サントリーBWS株式会社、サントリービール株式会社、サントリーワインインターナショナル株式会社及びサントリー酒類株式

会社の各社を、サントリースピリッツ株式会社を存続会社、その他の4社を消滅会社とする吸収合併にて一つの会社組織とし、「サントリー株式会社」へと商号変更を行う方法による。サントリー株式会社は、ビール事業、スピリッツ事業、ワイン事業及び営業の4カンパニーで構成される予定である。

(持続可能性・成長性)

当該再編により、国内事業の一体経営を強化（戦略・ガバナンス推進）するとともに、カテゴリー・営業戦略の進化（顧客支持拡大・競合優位）を進め、経営課題に対し革新性とスピードを持って取り組み、さらなる「成長力の加速」と「収益力の強化」を果たす。

具体的には、以下を実現可能とする。

- ・ 経営においては、国内酒類トータルの経営責任、全体目標達成のための意思決定
- ・ マーケティング投資においては、経営陣の判断により、成長領域及びブランドに対する集中特化
- ・ 設備投資においては、酒類トータルの供給体制検討、酒類全体の設備資産の活用による投資最適化
- ・ 人材育成においては、マーケティング・営業・生産・研究開発及び各領域内を跨ぐ交流、還流による人材育成
- ・ イノベーションにおいては、酒類消費把握、事業間連携による新たなカテゴリー創造への挑戦

(ガバナンス)

上記に掲げた事業再編計画の実施に当たり、吸収合併成立後も親会社であるサントリーホールディングス(株)への月次報告を続け、事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制を維持する。

以上の方策により、グループ全体の生産性向上を図り、企業価値のさらなる向上を目指す。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、令和6年度には、令和3年度に比べて、従業員1人当たりの付加価値を15%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、令和6年度において、有利子負債はキャッシュフローの0.2倍とする予定であり、経常収入は経常支出を544億円上回り、経常収支比率は107.4%となる予定である。

4. 事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業及びその選定理由

計画の対象となる事業：酒類の製造販売事業

その選定理由：当グループの中核事業である酒類事業において、研究開発部門から営業部門まで一体となることで、国内の酒類市場・酒類消費における急速な環境変化に迅速に対応し、お客様にとって魅力ある価値創造の強化を図ることが、当グループとしての最重要課題であるため。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

令和4年7月1日付にて酒類事業を統合（サントリースピリッツ株式会社を存続会社、サントリーBWS株式会社、サントリービール株式会社、サントリーワインインターナショナル株式会社及びサントリー酒類株式会社を消滅会社とする吸収合併による。）

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野が過剰供給構造ではなく、さらに、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

存続会社

名称：サントリースピリッツ株式会社
(令和4年7月1日付でサントリー株式会社に商号変更予定)
住所：東京都港区台場二丁目3番3号
代表者：代表取締役社長 神田 秀樹
資本金：150億円

消滅会社

- (1) 名称：サントリーBWS株式会社
住所：東京都港区台場二丁目3番3号
代表者：代表取締役社長 鳥井 信宏
資本金：1億円
- (2) 名称：サントリービール株式会社
住所：東京都港区台場二丁目3番3号
代表者：代表取締役社長 西田 英一郎
資本金：100億円
- (3) 名称：サントリーワインインターナショナル株式会社
住所：東京都港区台場二丁目3番3号
代表者：代表取締役社長 吉雄 敬子
資本金：20億円
- (4) 名称：サントリー酒類株式会社
住所：東京都港区台場二丁目3番3号
代表者：代表取締役社長 山田 賢治
資本金：10億円

(分野又は方式の変更)

本件合併により、合併前の各社が有していたマーケティング・営業・生産・研究開発機能について、社内での共有を活発化させる。消費者が酒類カテゴリーそれぞれに感じている価値を組み合わせ、新商品の創出を図る。令和6年度の新商品の売上高を合併後の新会社であるサントリー株式会社の全売上高の2.1%以上とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

サントリースピリッツ株式会社
(令和4年7月1日付でサントリー株式会社に商号変更予定)
本店所在地 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーBWS株式会社
本店所在地 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリービール株式会社
本店所在地 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーワインインターナショナル株式会社
本店所在地 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリー酒類株式会社
本店所在地 東京都港区台場二丁目3番3号

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり

5. 事業再編の実施時期

開始時期：令和4年7月

終了時期：令和6年12月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（令和4年6月末日時点）

サントリースピリッツ株式会社 590名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 2,395名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

サントリースピリッツ株式会社 2,985名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 0名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

サントリースピリッツ株式会社 2,985名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 0名

(4) (3)中、新規採用される従業員数

サントリースピリッツ株式会社 120名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 0名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

転籍予定人員数

サントリースピリッツ株式会社 0名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 337名

出向予定人員数

サントリースピリッツ株式会社 0名

サントリーBWS株式会社ほか4社 計 2,058名

解雇予定人員数

なし

7. その他

該当なし

別表 1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項第1号の要件		
イ 合併	<p>① 存続会社 名称：サントリースピリッツ株式会社 （令和4年7月1日付でサントリー株式会社に変更予定） 住所：東京都港区台場二丁目3番3号 代表者：神田 秀樹 資本金：150億円</p> <p>② 消滅会社 (1) 名称：サントリーBWS株式会社 住所：東京都港区台場二丁目3番3号 代表者：鳥井 信宏 資本金：1億円 (2) 名称：サントリービール株式会社 住所：東京都港区台場二丁目3番3号 代表者：西田 英一郎 資本金：100億円 (3) 名称：サントリーワインインターナショナル株式会社 住所：東京都港区台場二丁目3番3号 代表者：吉雄 敬子 資本金：20億円 (4) 名称：サントリー酒類株式会社 住所：東京都港区台場二丁目3番3号 代表者：山田 賢治 資本金：10億円</p> <p>③ 合併予定期日：令和4年7月1日</p>	<p>租税特別措置法第80条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第5号（合併に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
法第2条第17項第2号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	<p>本件合併により、合併前の各社が有していたマーケティング・営業・生産・研究開発機能について、社内での共有を活発化させる。消費者が酒類カテゴリーそれぞれに感じている価値を組み合わせ、新商品の創出を図る。令和6年度の新商品の売上高を合併後の新会社であるサントリー株式会社の全売上高の2.1%以上とすることを目標とする。</p>	